**平成２９年（フ）第１５４２号**
札幌市中央区伏見２丁目２番79号　伏見寮105、住民票上の住所札幌市白石区菊水元町２条５丁目１番１号　ベルエア103号
債務者　齋藤　恵子（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１６３５号**
札幌市東区北49条東５丁目３番３号コーポすずらンＣ―202
債務者　野坂　照子（旧姓帆保）
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１６７８号**
札幌市白石区東札幌２条６丁目４番27号　プラザイン東札幌Ⅱ―502号
債務者　佐藤　美保（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１６８５号**
札幌市中央区北12条西16丁目１番26―603号
債務者　中川　典子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１６９４号**
札幌市厚別区もみじ台南４丁目１番11―107号
債務者　水橋　仁美
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１７００号**
札幌市白石区平和通４丁目北３番27―102号
債務者　佐々木洋一
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１７４６号**
札幌市白石区北郷３条10丁目３番10―101号
債務者　舩山　育美（旧姓亀谷）
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第１４６号**
釧路市若草町９番10号　サハス若草、申立前の住所釧路市新富町10番２号
債務者　蟹江　由美（旧姓金澤）
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで　釧路地方裁判所

**平成２９年（フ）第１９９号**
釧路市松浦町７番19号　アーバンエステート松浦101
債務者　俵　　純子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで　釧路地方裁判所

**平成２９年（フ）第４０号**
山形県酒田市錦町１丁目110番地の10
債務者　荒尾　　涼
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで　山形地方裁判所酒田支部

**平成２９年（フ）第６６号**
福島県大沼郡会津美里町字築場上甲3310番地３、前住所福島県会津若松市金川町10番68号
債務者　船田　慶雄
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２９年（フ）第６７号**
福島県会津若松市町北町大字始字下荒久田27番地、前住所福島県大沼郡会津美里町字築場上甲3310番地３
債務者　船田健太郎
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２９年（フ）第１８１号**
茨城県稲敷郡阿見町吉原大字574番地５　町営住宅32号
債務者　野口　貴司
1　決定年月日時　平成29年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２９年（フ）第６５号**
群馬県安中市松井田町新堀411番地１
債務者　大内　直子
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで　前橋地方裁判所高崎支部

**平成２９年（フ）第１８５号**
群馬県高崎市寺尾町751番地２
債務者　菊間　正美
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで　前橋地方裁判所高崎支部

**平成２９年（フ）第１１２５号**
埼玉県加須市上高柳182番地
債務者　遠井　　栄
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２９年（フ）第１１３３号**
埼玉県南埼玉郡宮代町宮代１丁目９番３号　新井ハイツ202号
債務者　越山　早苗
1　決定年月日時　平成29年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係